# 総合計画策定の趣旨



# 総合計画策定の趣旨



## 1 ◆ 策定の趣旨

- ◇本市では平成14年に策定し、平成17年に改訂した第四次 鹿児島市総合計画(目標年度:平成23年度)に基づき、都 市像である「人とまち 個性が輝く 元気都市・かごしま」の 実現を目指し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてき ました。
- ◇この第四次総合計画が平成23年度で計画期間終了となったことから、社会経済情勢の変化など時代の潮流を見据えた、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる新たな総合計画「第五次鹿児島市総合計画」を策定しました。

# 2 ♦ 計画の位置づけ

- ◇第五次鹿児島市総合計画は、本市の将来像と長期的なまちづくりの基本目標を明らかにし、その実現に向けた施策の基本的方向や体系を示した上で、市民と行政がともに考えともに行動する協働・連携のまちづくりを進めていくための計画です。
- ◇また、行財政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上 位計画であり、各分野の個別計画や施策は、この計画に即 して策定され、展開されるものです。

# 3 → 計画の区域・範囲

- ◇計画区域は原則として市域を対象としていますが、必要に応じて広域的な視点に立っています。
- ◇また、関連する国・県等の計画や施策・事業との整合に留 意しています。

# 4 構成と期間

## 基本構想

本市のまちづくりの最高理念であり、都市像及び基本目標を示すもの

【期間】: 10年間(平成24年度~平成33年度)

#### 基本計画

基本構想に基づく市政の基本的な計画であり、基本目標を 踏まえた施策の基本的方向及び施策の体系を示すもの

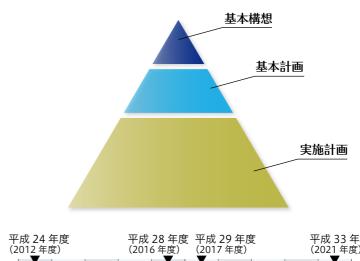
(基本目標別計画、豊かさ実感リーディングプロジェクト、 地域別計画で構成)

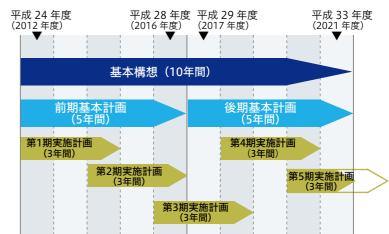
【期間】: 前期 5 年間 (平成 24 年度~平成 28 年度) : 後期 5 年間 (平成 29 年度~平成 33 年度)

### 実施計画

基本計画に基づく財源の裏付けを伴う市政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すもの

【期間】:第1期~第5期 (各3年間) ※各期策定後2年で見直し、次期を策定





# 総合計画策定の趣旨



## **5** ◆ 策定にあたっての取組指針

◇第五次鹿児島市総合計画は、次に掲げる指針に基づき策定しています。

## 指針① 「実効性のある計画」とします

#### "策定"重視 ▶ "実行"重視

- ・少子高齢化の進行や人口減少局面への移行な ど、社会経済情勢の変化を的確に把握するととも に、本市の特性を踏まえ、長期的視点に立って策 定します。
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革が 進む中、将来展望を持った自主的・自立的な行財 政運営方針の基礎となる「自らつくり自ら実行す る計画」を策定します。
- ・財政面での持続可能性、個別計画との関係及び 計画策定後の進行管理のあり方も見据え策定し ます。

## 指針② 「市民目線に立ち、施策・事業を 選択する計画」とします

#### 総花的 📂 重点的

・自治体財政を取り巻く環境が一層厳しさを増す一方で、市民ニーズは複雑化・多様化していることから、費用対効果を念頭に置きながら、より市民目線に立った施策・事業の取捨選択を図ります。

## 指針③ 「ハードからソフトへを基本とした 市民サービス重視の計画」とします

#### 造る ▶ 創る

・少子高齢化の進行に伴う将来世代の負担増へ配慮し、また、環境負荷の軽減も考慮しながら、市民満足度の向上を図るため、これまでの公共投資の蓄積を有効活用するとともに、ソフト施策の充実を図ります。

## 指針④ 「協働・連携重視の計画」とします

#### 行政主導 ▶ 市民参画・市民協働

- ・市民や地域団体、NPO\*、事業者などまちづくりのあらゆる主体との協働・連携を重視した施策の展開を図ります。
- 策定過程において市民意見を広く反映するととも に、市民にとってより分かりやすい、まちづくりの あらゆる主体の共通ビジョンとなる計画を策定し ます。

※NPO: Non Profit Organization(非営利組織)の略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う民間の組織、団体のこと。



10